

平成22年3月末現在

金融円滑化に対する当金庫の取組状況について

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 第7条1項に規定する説明書類

平塚信用金庫

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、「金融円滑化法」といいます）第7条1項の規定に基づき、当金庫が同法第4条及び第5条の規定に基づいてとった措置の状況に関する事項、並びに同法第6条の規定に基づいてとった措置の概要に関する事項を次のとおり開示いたします。

第1 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（以下、「府令」といいます）第6条第1項第1号に規定する金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- 平成22年1月18日に本基本方針、金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程を策定しました。管理規程に基づき「金融円滑化統括責任者」を配置し、金融円滑化管理の実効性を確保するための態勢を整備しております。
- 平成21年12月9日より「融資ご返済相談窓口」をサテライト店（本宿支店・南原支店・南口支店・四之宮支店・相模原中央支店・ひばりが丘支店）を除く各営業店に設置し、ご相談を承っております。
- お客さまへのきめ細やかな経営支援活動を行うため、審査管理部に専門スタッフからなる経営改善支援グループを配置し、経営改善支援に取り組んでいます。また、同スタッフは職員に対しても経営改善計画書の策定方法等の研修・指導に取り組んでいます。

- ・ 職員が担保・保証に過度に頼らない貸出審査能力を身に付けるため目利き力養成講座・目利き力実践講座へ派遣、また、経営支援能力向上のため企業再生支援実践講座にも職員を派遣しています。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めています。

※ なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口を設置しています。

平塚信用金庫 営業統括部 お客さまサービス課

電話番号 0120-243-231(直通) 取扱時間 平日9時から17時

第2 府令第6条第1項第2号に規定する金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

平成22年1月18日制定した金融円滑化管理規程に基づき、下記のとおり体制としています。

- ・ 理事会は金融円滑化管理にかかる最終責任機関として、金融円滑化管理を徹底するための体制を構築する。
- ・ 常勤理事会は金融円滑化管理に関して、本部各部署、営業店に伝達すべき事項等について協議するとともに、必要な指示、指導を行って金融円滑化管理の実効性を高める。
- ・ 金融円滑化統括責任者は審査管理部担当役員とし、金融円滑化管理にかかる態勢を整備し、お客さまへの適切な対応が行われているかをチェック、確認して、その状況については、必要に応じて常勤理事会に報告する。
- ・ 金融円滑化にかかる主管部は審査管理部とする。
- ・ お客さまへの適切な金融円滑化管理の実効性を確保するために、金融円滑化管理責任者に審査管理部長、金融円滑化管理担当者に本部においては融資審査課長、営業店については店長を選任する。
- ・ 審査管理部は顧客説明管理、顧客対応管理、信用リスク管理にかかる主管部署、営業店及びその他関係する金融機関等と連携し、適切な金融円滑化管理の実施を確保するよう取組む。
- ・ 監査部は金融円滑化管理が適切に行われているかについて監査を実施するとともに、その状況については必要に応じて理事会、常勤理事会に報告する。
- ・ 金融円滑化統括責任者はその他金融円滑化の向上を図るための適切性の確保に努める。

・ 実務面での対応について

平成21年12月7日	営業店22店舗に「融資ご返済相談窓口」を設置
平成21年12月11日	「融資ご返済相談窓口」設置のお知らせをホームページに掲示
平成21年12月12日	相談窓口設置に関する記事を神奈川新聞に掲載
平成21年12月13日	本店営業部・厚木支店において平成22年3月末まで毎週日曜日（1月3日を除く）「休日融資ご返済相談窓口」を設置（当初平成22年1月末までを延長）
平成21年12月21日	住宅資金利用者に対し、相談窓口設置にかかるDMを送付
平成22年1月18日	理事会にて「金融円滑化のための基本方針」、「金融円滑化管理方針」、「金融円滑化管理規程」を制定
平成22年1月27日	「地域金融円滑化のための基本方針」をホームページに掲示、「金融円滑化管理方針」、「金融円滑化管理規程」を営業店に送付 貸付条件の変更等に関する苦情受付専用電話を設置
平成22年2月8日及び 平成22年3月11日	平成21年12月15日以降、事業性融資全取引先への面談を実施し、審査管理部で中小企業事業者への面談状況を把握
平成22年2月12日	金融円滑化マニュアルを制定
平成22年2月15日	平塚市広報に「ご融資相談窓口設置のお知らせ」の広告を掲載
平成22年3月10日より 平成22年3月17日まで の6日間	監査部にて審査管理部、本店営業部、八幡支店、相模野支店の金融円滑化管理における監査を実施
平成22年3月30日	平成23年3月末まで毎月第3日曜日に本店営業部2階にて休日融資ご返済相談窓口を継続設置することを決定し、ホームページに掲載

・ 説明会・勉強会等の実施について

平成21年12月4日	「企業再生勉強会」終了後、営業店役席（支店長・副支店長・融資役席等）に対し金融円滑化法の骨子を説明
平成21年12月15日	融資役席を対象とした「金融円滑化法説明会」において、本法概要、態勢整備（関連帳票使用方法を含む）、条件変更対応保証について説明
平成22年1月15日	支店長会議において、事務フロー並びに相談業務の管理ポイントについて説明
平成22年1月21日	融資役席を対象にした「融資事務打合せ会」にて事務フロー、パブリックコメントの重要ポイントについて説明

第3 府令第6条第1項第3号に規定する金融円滑化法第4条及び第5項の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

苦情相談を適切に行うための体制は、「お客さまの声・苦情記入票」及び「理事長への手紙」の取扱方法について、コンプライアンス・マニュアル、金融円滑化マニュアルに基づき、下記のとおりとしています。

- ・ 金融円滑化に関する苦情については、平成22年1月27日付で営業統括部お客さまサービス課に設置した専用電話にて受け付ける。
- ・ 営業店にて貸付条件の変更等に関する苦情相談を受け付けた場合は、第一報を電話等にて営業統括部お客さまサービス課に報告し、「お客さまの声・苦情等記入票」を1週間以内に送付する。「お客さまの声・苦情等記入票」は営業統括部より審査管理部に回付、審査管理部にて営業店に事実関係を確認し、対応方法を指示・記入後リスク管理部経由で理事長まで回付する。
- ・ 金融円滑化担当者である審査管理部融資審査課長は、速やかに金融円滑化管理責任者である審査管理部長に報告するとともに、早期解決に向けて営業店や関連部と連携し、適切な対応に努める。
- ・ 金融円滑化統括責任者である審査管理部担当役員は、必要に応じてその状況を常勤理事会に報告する。

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制は、経営改善計画策定要領、企業再生支援基準等に基づき、下記のとおりとしています。

- ・ 担当部署を審査管理部債権管理課経営改善支援グループ(以下、「支援グループ」という。)に置き、支援グループと営業店との連携によって、経営改善計画策定を進める。
- ・ 支援グループ及び営業店は、経営改善計画を自ら迅速に策定することやその適正かつ確実な実施が困難である中小企業者に対して、双方の密接なコミュニケーションにより、経営改善の助言や指導を行い、協力して経営改善計画を策定する。
- ・ 経営改善計画の策定にあたっては、財務データによる定量分析及び定性分析により実態把握を行い、現状の問題点を整理し経営課題の抽出結果に基づき、具体的な改善策を立案する。
- ・ 経営改善計画のモニタリングは、四半期毎に経営改善計画の進捗状況のヒアリングを実施し、企業実態の把握に努めるとともに、決算期毎には計画と実績の差異を確認する。なお、経営改善計画の進捗状況が芳しくなく、経営改善計画書に定めた計画値の概ね8割以上の達成が見込めない場合は、策定先と計画を再検討し、修正計画を策定する。

- ・ 計画策定やその実効性を高めるため、必要に応じて外部機関（弁護士、公認会計士、中小企業再生支援協議会、コンサルタント等）と連携し、専門知識・ノウハウを活用する。（外部機関との連携にあたっては、支援グループと協議した上で決定する。）
- ・ 策定を行うにあたっては、「優越的地位の濫用防止」や「利益相反のおそれのある取引の管理」、「顧客情報管理の厳正化」をはじめ、当金庫の倫理綱領、コンプライアンス・マニュアル等に基づく法令等遵守態勢を堅持する。
- ・ 実務面での対応について

平成22年 2 月13日	内部管理副支店長及び営業担当副支店長、融資係統括、営業係統括、融資係担当者、事業先担当者を対象とした「経営再建計画策定講座」を開講
平成22年 3 月24日より 平成22年 3 月26日まで	支援グループ3名が営業店22店舗を臨店し、金融円滑化対応及び経営改善計画策定取組状況について改善点を指導

第5 金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

別表1～4をご覧ください。

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者である場合〕

（別表2）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者である場合〕

（別表3）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

（別表4）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

第6 金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

別表5～6をご覧ください。

（別表5）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（別表6）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

以上

第5 金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表4まで）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,689	8,700				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	989	5,084				
うち、実行に係る貸付債権の額	445	3,592				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	20				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	544	951				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	520				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	699	3,616				
うち、実行に係る貸付債権の額	266	2,954				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	110				
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	432	396				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	154				

（別表2）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	87	444				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	19	143				
うち、実行に係る貸付債権の数	5	109				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	5				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	14	23				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	6				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	68	301				
うち、実行に係る貸付債権の数	40	245				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	11				
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	28	41				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	4				

（別表3）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	533	2,018				
うち、実行に係る貸付債権の額	195	1,849				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	20				
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	11				
うち、審査中の貸付債権の額	338	148				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0				

（別表4）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	10	60				
うち、実行に係る貸付債権の数	1	46				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	5				
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	3				
うち、審査中の貸付債権の数	9	9				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0				

第6 金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況（別表5及び別表6）

（別表5）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	278	874				
うち、実行に係る貸付債権の額	30	463				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	2				
うち、審査中の貸付債権の額	247	206				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	200				

（別表6）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件	15	54				
うち、実行に係る貸付債権の件	2	30				
うち、謝絶に係る貸付債権の件	0	1				
うち、審査中の貸付債権の件	13	11				
うち、取下げに係る貸付債権の件	0	12				